

## 平成27年度事業計画

### 平成27年度事業方針

平成27年度は、平成25年度から27年度の3年間で実施する「中期計画」に基づいた最終事業年度となります。3年間の計画を検証し、次期中期計画の策定を進めていきます。

事業については、厚生労働省が平成27年度より国庫補助事業としてスタートする「高齢者活用・現役世代サポート事業」を受け、中期計画では予定していなかった「一般労働者派遣事業」に新たに取り組めます。

事業の基礎となる予算については中期計画の一つめの目標である「単年度収支の赤字解消」に向け、平成26年度の実績見込みと新たに取り組む「一般労働者派遣事業」を盛り込んだ内容となっています。引続き経費の見直しや事務の効率化に取り組み、全体としては例年並みの事業を推進しつつ、就業機会および会員の拡大を目指します。

中期計画にあるもう一つの目標である「会員主体の組織づくり」を推進するため、平成25年度よりスタートした7委員会では会員が主体となって委員会運営に取り組みます。また、地域班、委員会、職能グループの連携を図り、会員間の交流を広げることでセンター運営の活性化につなげます。

中期計画の2つの目標である「単年度収支の赤字解消」と「会員主体の組織づくり」を達成させるためにも、今年度の事業について会員、役員、事務局職員が一丸となって取り組み、安定した団体運営を目指すとともに、次期中期計画では公益法人として地域社会に密着した魅力あるセンターを目指していきます。

平成27年度事業計画の主要テーマは、「第1次中期計画の完了と次期中期計画の準備」

として事業を推進します。

## 事業実施計画

### 1 受注開拓活動の推進と就業機会の拡充

目標契約金額 5億3,730万円

うち、受託事業5億3,250万円

派遣事業 480万円

(1) 就業開拓委員による新規就業先の開拓

(2) 新聞等への広報活動 6回

(3) イベント出展等によるセンターの広報活動

6月 ふれあいフェスティバル

11月 よこすか産業まつり、ひくてあまたプロジェクト(生涯現役フォーラム)

1月 まなびかんまつり

2月 会員主体による文化活動

### 2 新規会員の加入促進

目標会員数 1,400名

個々の会員の勧誘と上記1の活動に合わせて平成28年3月末の

会員数は1,400名を目標とします。

### 3 会員の知識・技術の向上

(1) 緑樹管理補助員講習会 1回

(2) 刈払機等安全講習会 1回

(3) ハウスクリーニング講習会 1回

(4) 植木初級・中級研修会 各1回

(5) 訪問介護事業研修 2回

(6) AED講習会 1回

(7) 接遇研修 1回

### 4 地域への貢献

- (1) 活力、生きがい増進の促進                      市内高齢者を対象とするゲート・ボール、ボウリング大会開催の協賛
- (2) 会員によるボランティア活動                      目標 5 回

## 5 活力ある組織及び運営体制の充実

### (1) 各委員会活動の推進

平成 25 年度からスタートした委員会体制は 3 年目をむかえます。各委員会ではセンターが抱える課題の解決に向け、会員が中心となって取組みます。

### (2) 職能グループ活動の推進

#### 剪定・除草グループ

平成 25 年 9 月に 16 グループ、109 名でスタートし平成 26 年度は 20 グループ、151 名となりました。今後とも市内全域にグループを拡大させるとともに、効率的な受注業務とサービスの向上を目指します。

#### ハウスクリーニンググループ

平成 22 年 12 月に 8 名でスタートし、平成 26 年度は 19 名で活動しています。さらに広報活動に力を入れて受注拡大を図ります。

#### お片付けグループ

平成 26 年度に 8 名でスタートしました。多くの市民に業務内容を知ってもらい、受注拡大を図ります。

### (3) 地域班活動の推進

地域班活動の活性化をはかり、新規会員の獲得や就業機会の拡大をすすめます。

- (4) 上記活動の情報交換の場として、地域班、委員会、職能グループによる合同交流会を開催する

## 6 会員の安全就業の推進と健康の維持向上

- (1) 安全適正管理委員会活動の充実                      安全研修会の実施    1 回
- (2) 安全推進員巡回パトロール                      作業現場巡視 6 回以上
- (3) 会員に対する健康診断の奨励と健康管理の促進      会報で受診の奨励
- (4) 就業時の安全対策促進                      安全標語の募集と啓発資料配布
- (5) 安全パトロール員による巡回パトロールの実施      隔週 1 回程度実施
- (6) 安全就業促進のため用具を斡旋                      (ヘルメット・安全帯)